

■「ふるさと納税寄付金」を活用したご寄付についてのお知らせ■

2025年1月27日

ピピオ子どもセンター

広島市では、次のような「ふるさと納税寄付金」を活用したNPO法人支援制度が設けられています。

- ◆制度の対象団体として登録されたNPO法人の中から、支援したいNPO法人を、1回の寄附につき1法人を選択し、広島市へのふるさと納税による寄附をしていただくことができます。
 - ・ピピオ子どもセンターは、2024年11月に対象団体に登録されました。
 - ・ご寄附は、広島市のホームページ又は民営ふるさと納税サイトから可能です。寄附者への領収証書は広島市から発行されます。
- ◆広島市から、寄附者が指定したNPO法人に、寄附金額と同額の支援金が交付されます（3か月ごと）。
- ◆寄附者への返礼品はありませんが、寄附者は、ふるさと納税制度による税制上の優遇措置が受けられます。

ピピオ子どもセンターへのご寄附に際して、ご利用ください。

なお、ピピオ子どもセンターの正会員、賛助会員の会費の納入には、この制度は利用できません。

詳細は、広島市ホームページの下記ページをご覧ください。

○制度について…[広島市ふるさと納税寄付金を活用したNPO法人支援](https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/nposhien)
(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/nposhien>)

○寄附の方法について…[ふるさと納税「NPO法人への支援」手続きの御案内](https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/42/356698.html)
(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/42/356698.html>)